

地球温暖化対策計画（案）（抜粋）

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策及びその実施の目標に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、同様に、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

さらに、地域の脱炭素化のための、改正地球温暖化対策推進法第2条第6項に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクト（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）が円滑に推進されるよう、地方公共団体実行計画区域施策編において、都道府県は促進区域設定に係る環境配慮の基準を必要に応じ定めるとともに、市町村は地域脱炭素化促進事業に関する事項を定め実施するよう努める。

（2）自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

（3）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

さらに、市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準をできるだけ定めるとともに、その他の援助を行うように努める。

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

(1) 目標達成のための分野横断的な施策

(d) 脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、従来の拡散型のまちづくりからの転換を目指し、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築（コンパクト・プラス・ネットワーク）、人中心の「まちなか」づくり、都市のエネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを推進する必要がある。

このため、立地適正化計画や低炭素まちづくり計画に基づく都市のコンパクト化や歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域の併用等による「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進、都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の推進を図るとともに、都市内のエリア単位の脱炭素化について、エネルギーの面的利用、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全・創出、デジタル技術の活用、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援等による都市再生等、民間資金の活用等を含めた包括的な取組及びスマートシティの社会実装を強力に推進する。また、都市公園への再生可能エネルギーの導入を推進する。

地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画に関して、都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画その他施策との連携を図りながら、取組を進める。また、所有者不明土地を活用した再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの充実等を図るとともに、土地利用施策と連携した公共交通機関の利用促進、店舗等の床面積の適正化に向けた検討を行う。あわせて、住宅・建築物の省エネルギー化・省CO₂化を推進するとともに、上下水道や廃棄物処理施設も含めた公共施設、交通インフラ、エネルギーインフラなどの既存のインフラにおいては、広域化・集約化、長寿命化、防災機能の向上と合わせ、省エネルギー化・地域のエネルギーセンター化を推進する。加えて、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の社会実装を官民連携・分野横断により推進する。

さらに、環境未来都市や環境モデル都市の取組など先導的な低炭素型の都市・地域づくりを進め、そこで得られた知見やノウハウの横展開を図り、全国的な展開につなげていく。

第3節 公的機関における取組

○国の率先的取組

政府は、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画、及び同計画に基づく各府省実施計画に基づき、

再生可能エネルギーの最大限の活用、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施する。

特に、以下の事項等を推進していく。

<再生可能エネルギーの最大限の活用・有効利用、建築物の建築・管理>

- ・政府保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入徹底
- ・新築建築物におけるZEBの実現（平均でZEB Ready相当を目指す。）
- ・断熱性の向上、計画的な省エネルギー改修の実施、庁舎等における木材利用の促進、省エネルギー診断やBEMSの活用等
- ・2050年カーボンニュートラルを見据えた、燃料を使用する設備における脱炭素化の具体的検討

<財・サービスの購入・使用>

- ・電動車の導入徹底
- ・LED照明の導入徹底
- ・再生可能エネルギー電力の率先調達
- ・省エネルギー性能の高い機器の率先導入
- ・再生紙等の再生品や木材の活用
- ・その他、ライフサイクルの観点も含め、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの購入・使用

<その他の事務事業>

- ・廃棄物の3R+Renewableの徹底
- ・超過勤務の縮減やテレワーク等のワークライフバランスの確保

政府実行計画は、政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

政府実行計画の進捗状況については、中央環境審議会において評価・検証を実施した後、毎年地球温暖化対策推進本部幹事会において点検し、その点検結果を公表することとする。透明性の確保及び率先的な取組の波及を促す観点から、中央環境審議会での評価・検証は各府省庁の参加の下で行うとともに、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定める各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値などとの比較評価を行うほか、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。

また、国は、その事務及び事業に関し、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）及び同法に規定する基本方針に基づき、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の7分野を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を実施し、政府実行計画に定める目標をより確実に達成し、更なる削減に努めるものとする。

国の庁舎について、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備等、エネルギー消費の見える化と適切な運用管理の徹底、空気調和設備のライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法の活用を引き続き推進する。また、カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的な調達を行う。さらに、木材利用促進法に基づき庁舎等における木材の利用に努める。

○地方公共団体の率先的な取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるPDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①計画の期間等の基本的事項

②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

③具体的な取組項目及びその目標

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

- ・定期的実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年1回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと併せて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

こうした取組を促進するため、国は、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物設計、建築物維持管理及び産業廃棄物の7分野を中心に、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、木材利用促進法に基づく公共建築物における木材利用に努めるものとする。

（国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進）

国、地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減に努めるものとする。

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

○地方公共団体実行計画（（区域施策編）に基づく取組の推進）

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と併せて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の多様な課題に応える脱炭素に資する都市・地域づくりや、循環型社会の形成の推進に取り組む。施策の推進に当たっては、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）で示された「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、地域間での連携を図りつつ、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを推進する。

1. PDCA サイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制を構築し、運営するべきである。

特に、エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況（使用しているエネルギーの種類及び量、エネルギー利用設備の稼働状況等）を恒常的かつ網羅的に把握し、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積極的に追求する。その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設備投資の検討を行うべきである。

加えて、事業の用に供する設備については、排出削減等指針に基づき、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の削減等に資するものを選択するよう努めなければならない。特に都道府県及び指定都市等は、BATの積極的な導入を検討するべきである。

また、事業の用に供する設備は、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、相互に連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーを活用した地域の脱炭素化を推進する。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリア（以下「促進区域」という。）や、当該事業に求める地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組等を地方公共団体実行計画区域施策編に位置付けるよう努め、地域に貢献する再生可能エネルギーを推進する。

都道府県及び市町村が再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を設定する場合には、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかしつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、設定すべきである。また、市町村の取組を促進するため、国としても、市町村ごとの再生可能エネルギーのポテンシャル情報や導入状況等を公表するほか、再生可能エネルギーによる地域経済循環への効果を分析できるツールの提供等を行う。さらに、データ入手の効率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガスの使用量について地方公共団体が把握し、域内の排出量をより精緻に推計するための仕組みについて検討する。

また、市町村が、促進区域を設定する場合には、各地方公共団体が設定した再生可能エネルギーの利用促進に係る施策の実施目標を踏まえ、市町村内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、陸上風力発電については一定以上の風況をベースとしつつ、また、地熱発電については地熱ポテンシャルを参考にして、区域内で再生可能エネルギーの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきである。その上で、例えば、市町村が促進区域内で事業者を一括で募集するような施策も有効である。一方、再生可能エネルギーを巡っては景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害、レーダーへの影響といった様々な懸念や問題が生じていることも

踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、国家安全保障その他の公益への配慮が必要であることから、国として環境情報等を提供するとともに、都道府県が広域地方公共団体の観点から促進区域を設定する際の環境配慮の方針を示すことが重要である。また、市町村は、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮しつつ、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要である。

また、管理者等が存在する施設又は区域において促進区域を設定しようとする場合には、当該施設又は区域の管理に係る運用等に支障を生じさせないように、事前に当該管理者等と調整することが必要である。ただし、促進区域が設定された場合であっても、当該区域における事業化が保証されるものではないこと、また、当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではないことに留意が必要である。

都道府県及び市町村は、地域脱炭素化促進事業の計画立案より早期の段階において、地方公共団体実行計画協議会の活用等により、促進区域等について、住民や関係地方公共団体を含む地域の合意形成を図ることが重要である。地域協議会を設置・運用するときは、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに、関係行政機関（例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省・自衛隊等）、関係事業者（例えば、農林漁業者及びその組織する団体、農業委員、温泉業者等の先行利用者、地域金融の関係者、一般送配電事業者や再生可能エネルギー発電事業者などエネルギー関係事業者、自然保護団体、観光事業者）等の理解や協力が得られるよう、構成員のバランスなど、協議会が地域の合意形成プロセスとして効果的に機能するように留意すべきである。

市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編に適合する事業については、その円滑な事業化に向け、行政手続面から協力を行うものとする。また、国や都道府県は、当該事業の円滑化のため、エネルギー施策と連携しつつ、行政手続の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めるものとする。

上記のほか、地域脱炭素化促進事業に関する事項を含む地方公共団体実行計画区域施策編の運用に当たっては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルにのっとり行うべきである。その際、促進区域に農林地を含めようとする場合は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものっとり行うべきである。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における事業計画認定等の業務との連携を図る必要があることにも留意すべきである。

再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市のコンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と併せて、分散型エネルギーシステムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待される。

加えて、都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資などの金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。

また、地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する地域新電力等の事業体により、民間の創意工夫の下、地域における面的な脱炭素化が事業として持続的に展開することが可能となる。このため、地域の実情に応じ、地域の脱炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成を推進する。

また、事業者が事業の用に供する設備について、排出削減等指針に基づくBATの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コージェネレーションの導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進する。都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り組む。

さらに、公共交通機関の利用促進に加えて、温室効果ガス排出量がより少ない製品（木材製品を含む。）・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援や「COOL CHOICE」の促進等を通じて、住民による温室効果ガスの排出削減も図るべきである。

3. 地域の多様な課題に応える脱炭素化に資する都市・地域づくりの推進

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、当該地域の社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化（ロックイン）すること

を防ぐべく、脱炭素に資する都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。また、そうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化、生物多様性保全などの多様な地域課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要である。特に、地域における再生可能エネルギーの活用は、地域分散電源等により、災害時の停電等のリスクを低減させることにもつながることから、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させる「気候変動×防災」の観点からも望ましい。

このため、都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画、森林計画、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通計画などの温室効果ガスの排出の量の削減等と関係を有する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮する。例えば、業務中心地区や工業団地等における地域全体のエネルギー管理システム（CEMS）や地域熱供給の導入などの面的な取組から、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成、スマートコミュニティの構築、グリーンインフラの社会実装、Eco-DRRの活用を通じて人工構造物の設置を回避することによる排出抑制などの広域的な取組まで、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待される。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が脱炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援などの地域に密着した施策を進めることが期待される。

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的・社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施等、多様な形態の連携が考えられる。地方公共団体実行計画について、複数の地方公共団体が共同して事務・事業における排出削減等のための措置や域内の排出削減等の施策を立案し実行することで、より効果的な温室効果ガス排出量の削減等が可能となる場合があることから、地域の実情に応じて共同策定に取り組む。

さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

第7節 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)
--

脱炭素が経済競争と結びつく時代、地域脱炭素は、地方の成長戦略として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会である。また、暮らしの脱炭素は一人一人が主体となって今ある技術で取り組めることや、寿命の長い地域の公共インフラや構造物、エネルギー供給インフラは脱炭素型へと移行するのに時間がかかり、今から進める必要があることも踏まえ、地域脱炭素は、国全体の脱炭素への移行を足元から先導する。

このため、2020年12月から2021年6月にかけて開催した国・地方脱炭素実現会議では、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）を策定した。

本ロードマップに基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がって

いく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間で集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく。

1. 脱炭素先行地域づくり

地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となり、国も積極的に支援しながら、広く住民の理解を得て、脱炭素先行地域づくりを進める。少なくとも100か所の地域で、2025年度までに以下に示すような脱炭素に向かう先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出については実質ゼロ又はマイナスを実現し、その他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度削減目標と照らして十分なレベルの削減を実現することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる。この際、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」、国土・都市・地域空間におけるグリーン社会の実現に向けた分野横断的な脱炭素化等の取組を戦略的に推進する「国土交通グリーンチャレンジ」、「グリーン成長戦略」等の各分野における政策プログラムや関係省庁の進める地域づくりと連携し、デジタル社会の構築や防災・減災、国土強靱化等の複数の課題の同時解決を図る。（スマートシティ・スーパーシティや、バイオマス産業都市、SDGs未来都市、コンパクト・プラス・ネットワーク、ウォークアブルな空間形成、分散型エネルギーインフラプロジェクト、3D都市モデル（PLATEAU）の活用等）

- ・ 再生可能エネルギーポテンシャルの最大活用による追加導入
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー推進、再生可能エネルギー導入及び蓄電池等として活用可能なEV/PHEV/FCVの活用
- ・ 再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用
- ・ 地域特性に応じたデジタル技術も活用した脱炭素化の取組
- ・ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
- ・ 二酸化炭素排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通
- ・ 地域の自然資源等をいかした吸収源対策等

2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けては、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進めることが必要である。そのためには、あらゆる対策・施策を脱炭素の視点をもって取り組むことが肝要であるが、特に、以下の重点対策について、国も積極的に支援しながら各地の創意工夫を凝らした取組を横展開し、全国津々浦々の全ての地域で実施していく。

- ・ 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入
- ・ 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進
- ・ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電気調達の推進や、更新や改修時のZEB化誘導
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上
- ・ ゼロカーボン・ドライブの普及
- ・ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
- ・ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

3. 脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を後押しする基盤的施策

（1）地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

地域の脱炭素は、地域のあらゆる主体が携わることにより実現する。特に、それぞれの地域において、地方公共団体、金融機関、中核企業等を核にした体制を構築し、ここに多様な地域企業や公共機関が参画することにより、それぞれの持つインフラや人脈、ノウハウ等を用いて連携協力し、地域の強みをいかし

た地域課題の解決につながる事業や政策を企画する。

地域の取組に対して、国は、人材・情報・技術・資金の面から積極的に支援する。

（人材）

地方公共団体への人材派遣の枠組みを活用し、ニーズに合わせてエネルギー・金融等の知見・経験を持つ人材の派遣を強化する。地方創生人材支援制度についても、グリーン分野の専門人材の派遣等に取り組む。首長や地方公共団体の職員等に対する研修制度を充実させる。

（情報・技術）

再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）の機能等を拡充するとともに、地域向けの利用研修や発信を強化する。脱炭素先行地域や重点施策の実施状況等を地図上で可視化するなど分かりやすく発信する。地方公共団体や事業者の職員がノウハウや課題を共有できるようネットワークを構築する。

（資金）

脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築する。支援に当たっては、民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用も含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施する。

その際、ESG 金融をはじめとしたサステナブルファイナンスを推進する観点から、ESG 地域金融の案件形成や体制構築等を支援することで、地方公共団体と地域企業、地域金融機関等、幅広いプレイヤーの連携による地域の脱炭素移行と経済活性化の同時達成につなげるとともに、TCFD シナリオ分析支援等により気候変動をはじめとした ESG 要素に係るリスク・機会の把握と開示を促し、市場のコミュニケーションを促進する。また、ESG 金融の案件形成や体制構築等を支援することで、地域経済の活性化と地域の脱炭素移行を支援する。出資等の金融手段の活用を含めた効果的で継続的・包括的な支援を行う。

国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施する。具体的には、各支分部局が持つ支援ツールと支援実績実例等の情報を共有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行う。

また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各支分部局のツールを組み合わせる支援等に取り組む。さらに、脱炭素先行地域づくりに当たっては、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を各地方支分部局に確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応する。

（２）グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション

国民が脱炭素行動を容易に選択できるよう、以下のとおり、ブロックチェーンなどのデジタル技術を活用し、製品・サービスなどの環境価値の把握・認証を進めることにより、二酸化炭素排出の見える化を進める。さらに見える化された情報に基づき、脱炭素に貢献する製品・サービスの選択等脱炭素行動を自発的に選択できるよう、ポイント制度、ナッジ、アンバサダー等により後押しする。

（製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化）

2030 年までに、例えば食品のカロリー表示等を参考に、企業等が提供する製品等のライフサイクル二酸化炭素排出を客観的な形で見える化し、この情報を商品の包装や IC タグ、電子レシート等に盛り込むことにより、生産者・販売者・消費者間のコミュニケーションや位置情報・購買履歴と組み合わせた在庫・販売管理に活用することができる環境を整備する。

（二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大）

企業の自主的削減（RE100、SBT 等）、J ークレジット等の環境価値の流通と連携し、脱炭素な製品・サ

ービスの購入や移動などへのポイント付与の取組を広げるため、優良事例等の共有や地域・企業間連携を進める。また、企業が発行する各種ポイントサービスに環境配慮行動時の上乗せ等の推奨や、地方公共団体や地域企業などが環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する仕組みを全国的に広げるための支援を行う。さらに、ふるさと納税の返礼品としてその地域で発電された再生可能エネルギー電気を取り扱うに際し、必要な条件について明確化し、地方公共団体の取組を応援する。また、個人のエネルギー使用や環境配慮行動の実施状況等の解析結果を基に、一人一人に合った快適でエコなライフスタイルを提案することで気付きを与えて自分ごと化してもらうとともに、上記ポイント制度と連携してインセンティブを付与するなど、ナッジの活用促進を図る。このようなライフスタイルイノベーションにより、一層デジタルの活用が増えることから、再生可能エネルギーを活用したデータセンターの立地など、デジタルの脱炭素化を進める。

(脱炭素の意識と行動変容の発信・展開)

脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理し、様々な分野で影響力のあるインフルエンサーや脱炭素への関心の高い学生が脱炭素アンバサダーとなり、脱炭素の行動を率先して実施するとともに、様々な形で発信することで、具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、自らの行動につなげる。

(3) 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション

導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たっては、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。

ひ
(地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型再生可能エネルギー促進)

太陽光発電等の地域の未利用再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限いかす観点から、再生可能エネルギー導入の数値目標とそれを踏まえた事業者の予見可能性向上にも資する具体的な促進区域の設定(ポジティブゾーニング)を行う。その際には、適切な地域環境の保全や地域の経済・社会的課題の解決に資する取組と併せて検討することにより円滑な地域合意形成を図りつつ、国と地方公共団体が連携して積極的に進める。なお、促進区域等の設定に当たり地方公共団体の参考となるよう、2021年度中に国が基本的な考え方を示す。

促進区域では、営農型太陽光発電など一次産業との組合せ、遊休地や公有地内の低未利用地等の有効活用、地域企業による施工、地域金融機関の出資など再生可能エネルギー事業による収益の地域への還流、災害時の電力供給等により地域と共生し、地益に裨益し、経済活性化や防災など地域の課題解決にも資する再生可能エネルギー事業を普及させる。その際、複数の適地をまとめた事業化、設備機器の共同購入、初期費用ゼロの屋根置き自家消費型太陽光発電など、費用対効果が高く、効率の良い手法を活用する。国は、再生可能エネルギーポテンシャル、事業の経済的効果、区域における二酸化炭素排出量等の把握に役立つツールの提供や、事業計画の策定や体制の整備、合意形成等に関する推進等を行う。

(風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進)

環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係省庁、地方公共団体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。

また、洋上風力発電の導入促進のため、国等による海域における鳥類等の環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性に合った環境保全措置の手法を検討し、考え方を示す。

(地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化)

温泉事業者等の地域の不安を解消するための科学データの収集・調査を実施し、円滑な地域調整による案件開発を加速化する(データ収集・調査:熱源探査を含めた自然環境の詳細調査、地産地消型・地元裨

益型の地熱の在り方検討、温泉モニタリング)。

なお、これらの取組を含む「地熱開発加速化プラン」(令和3年4月27日環境省発表)において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数(自然公園区域外を含む。)を現在の約60施設から倍増させることを目指す。

(住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応)

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネルギー対策等のあり方検討会の検討を踏まえて、住宅を含む省エネルギー基準適合義務付け等の規制措置の強化、ZEH・ZEBの普及拡大、既存ストック対策の充実等の対策強化に関するロードマップを策定するとともに、その実行を図る。

木材利用促進法を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度の運用、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装等の木質化を推進するとともに、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、建築基準の合理化、先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物の整備、非住宅・中高層の木造建築物の設計支援情報の集約一元化、設計者等の育成等を行う。